

町内交通事業者への新型コロナワイルスワクチン優先接種に係る 要望書の提出について

1. 経緯・目的

町内交通事業者は、コロナ禍においても、休業することなく交通サービスを提供している状況にあるが、不特定多数の乗客が車内の狭い空間に滞在するため、高い感染リスクに晒されている。

万が一、交通事業者内で感染が広がる事態に陥った場合は、交通サービスが停止し、多くの住民の移動手段が無くなることにより、地域経済活動への影響も想定される。

このような事態を未然に防ぐことを目的として、優先的な町内交通事業者へのワクチン接種を町に要望する。

2. 要望書の内容について

要望書は、当別町地域公共交通活性化協議会の会長名で作成し、町へ提出するものとし、希望する町内すべての交通事業者が優先してワクチン接種を行えるよう要望するものである。

3. 提出時期

7月上旬頃

資料 7-2

(案)

令和 3 年 月 日

当別町長 宮 司 正 毅 様

当別町地域公共交通活性化協議会
会 長 増 輪 肇

町内交通事業者への新型コロナワクチン優先接種に係る要望書

平素より、当別町地域公共交通活性化協議会に対し、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

政府は令和 3 年 4 月 25 日から東京都、京都府、大阪府、兵庫県の 4 都府県へ緊急事態宣言を発令し、その後、5 月 12 日から愛知県、福岡県の 2 県、5 月 16 日から北海道、岡山県、広島県の 3 道県、5 月 23 日から沖縄県の 1 県を追加し、合計 10 都府県にのぼっております。

緊急事態宣言は、6 月 20 日に解除されておりますが、北海道においては、翌 21 日からまん延防止等重点措置が適用となるなど、現在までに、札幌市を中心として多くの感染者が出ており、隣接する当別町においても、依然として予断を許さない厳しい状況が続いております。

このような状況においても、町内交通事業者は、利用者に安心してご利用いただけるよう、感染拡大予防ガイドラインに基づき、感染予防に徹底して取り組んでいるところですが、万が一、交通事業者内で感染が広がる事態に陥った場合、交通サービスが停止し、多くの住民の移動手段が無くなることにより、地域経済活動への影響も想定されます。

このような事態を未然に防ぐことが必要不可欠でありますので、町内交通事業者が優先的にワクチン接種を行えるようにしていただきたく、要望致します。